

# 尾道市立浦崎中学校PTA規約

## 第1章 総則

第1条 本会は尾道市立浦崎中学校PTAと称する。

第2条 本会の事務局は尾道市立浦崎中学校内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 学校と家庭・地域との連携を密にし、学校教育の発展と生徒の心身の健全な発達を図ること
2. 会員の教養を高め、相互の親睦を図ること

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は次によって組織する。

1. 尾道市立浦崎中学校（以下「本校」と称する）生徒の保護者及び教職員
2. 地域に在住し、本会の目的に賛同する者

## 第4章 役員及び役員の選出

第5条 本会の役員はつぎのとおりとする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 2～4名（保護者）
3. 書記 2名（保護者、教職員各1名）
4. 会計 2名（保護者、教職員各1名）

第6条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。また、任期が終了しても次期役員が決定するではその任にあるものとする。

第7条 役員の選出及び決定は次のとおりとする。

1. 学区委員9名、役員2名、教職員2名で役員候補者選考委員会を組織し、役員候補者（教職員を除く）を選考し、総会において承認を得る。

第8条 役員の兼任は認めないものとする。

## 第5章 役員等の任務

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会等の会議を招集する。また、会計監査2名を会員の中から指名する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行するとともに、総会及び実行委員会等の会議の司会を行う。
3. 書記は本会の庶務事務をつかさどり、総会ならびに実行委員会の議事その他を記録する。
4. 会計は本会の会計事務をつかさどり、会計監査を経て総会において、その決算を報告する。
5. 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第6章 顧問

第10条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

第11条 顧問は会長が指名する。

第12条 顧問は会長に意見を具申し、または会長からの諮問に答える。

## 第7章 実行委員会

第13条 実行委員会は、校長・役員（会長、副会長、書記、会計）・顧問・各委員会の正副委員長及び学区委員9名をもって構成する。

第14条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 本会の事業計画に関すること。
2. 本会の予算及び決算に関すること。
3. その他重要事項に関すること。

第15条 実行委員会は毎学期1回以上開催することを原則とし、緊急の場合は臨時に開くものとする。

## 第8章 委員会

第16条 委員会は、常任委員会・学区委員会・特別委員会とする。

第17条 常任委員会は学級委員会・福祉委員会・体育委員会とし、各委員会ごとに、学級から2名ずつの委員を選出し、互選により委員長及び副委員長を決定する。

第18条 学区委員会は、各地区から1名を選出し構成する。

第19条 特別委員会は必要に応じ設けることができ、委員は会長が委嘱する。

第20条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。また、任期が終了しても次期委員が決定するまではその任にあるものとする。

## 第9章 委員会の任務

第21条 学級委員会は、会員の資質向上や教育課題克服のための企画・実践にたずさわるとともに、地域の社会教育の充実に寄与する。

第22条 福祉委員会は、学校及び地域における生徒の福祉増進、安全対策の計画を立てる。また、学校の環境整備を図るとともに、各種行事への参加を推進する。

第23条 体育委員会は、生徒並びに会員の健康増進、会員相互の親睦を図り、地域の社会体育の向上に寄与する。

第24条 学区委員会は、各地区会員相互の連絡を密にし、委任された地域貢献活動（事務等）に対応する。

## 第10章 総会

第25条 定期総会は毎年学期始めに開催し、おおむね下記の事項を附議する。

1. 会務・事業報告
2. 役員を選出
3. 予算・決算の承認
4. 事業計画の承認
5. 規約の変更
6. その他必要と認められる事項

第26条 学校と協議し、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

第27条 総会の定足数は、会員の3分の2以上とし、決議は出席者の過半数の同意を得て行われるものとする。

## 第11章 会計

第28条 本会の経費は、会費及び自発的な寄付金をもって、これに充てる。

第28条 会費は一世帯につき月額一口500円を基本とする。ただし、2人以上在籍の世帯の場合は750円とする。

第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第12章 改正

第30条 規約は、総会において出席者3分の2以上の同意により改正することができる。

附則1 本規約は、平成19年4月21日総会にて、旧規約を改正す。

附則2 本規約は、平成22年4月18日総会にて、旧規約を改正す。